

●自分が人権侵害の被害者になったら…

我慢せずに人権相談オフィスに相談しましょう。また、被害を受けた状況について、できるだけ具体的な記録を取ってください。

●人権侵害を見かけたり、相談されたりしたら…

中立的な立場で話を聴き、内容が複雑・深刻なケースの場合は、被害者に人権相談オフィスへ相談するようアドバイスしてください。一人で悩み、我慢していても問題は解決されず、エスカレートすることもあります。速やかに相談することが、早い解決につながります。

人権相談オフィス

人権相談オフィスでは、学内外の関係分野の専門家である人権アドバイザーが、面談を通じて人権侵害を受けた方の保護・救済を中心に問題解決に当たります。人権侵害を受けた方の意思や立場及びプライバシーに十分留意して問題解決を図ります。人権相談オフィスに、相談したことで不利益を被ることはありません。

TEL : 03-3221-2562 Mail : jinken@nihon-u.ac.jp

学外相談窓口

※学外にも相談を受け付ける窓口を設置しました。

学外相談窓口で受け付けた相談は、速やかに人権相談オフィスの受付担当者に連絡されます。

連絡先 光和総合法律事務所

TEL : 03-5562-2521 Mail : gakugai-jinken@nihon-u.ac.jp

受付時間など詳しくは以下のホームページよりご確認ください。

日本大学人権侵害防止委員会

検索



相談する際のポイント

- ・電話での連絡を基本としますが、メールでの連絡も受け付けます。
- ・相談は、匿名でも受け付けていますが、具体的な対応を希望する場合には面談が必要となるため、お名前をお聞きます。
- ・相談者への対応を正確に行うため、電話番号の通知をお願いします。発信番号が非通知の場合は対応いたしかねる場合があります。

- 事前連絡のない面談には応じていません。必ず事前に連絡した上で面談予約をしてください。
- 基本的に人権侵害を受けた本人と面談してお話を伺います。
- 人権相談オフィスは、第三者の立場で双方から話を聞き、就学・就業環境を改善することを目的としており、人権侵害を行った者の処分・処罰を目的とするものではありません。
- 学外相談窓口は、弁護士による法律相談などを実施するものではありません。

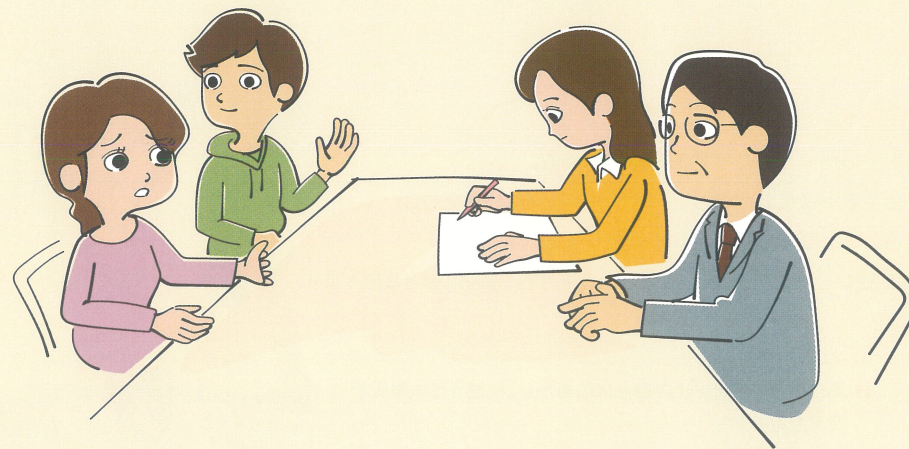


知る 思いやる 和をつくる

学生用

2020

一人で悩まないで、
相談を



日本大学は人権侵害を許しません！

教育・研究現場で発生する人権侵害(ハラスメント)

あなたは、こんなことをされていませんか？周りにこんなことをされている人はいませんか？

●アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場で、優越的な地位にある者が、不適切で不当な言動・指導・待遇により、相手の勉学や研究意欲・研究活動を害する行為



例えば・・・

- 「お前はバカか」、「お前らの知識は小学生以下だ」など人格や能力を否定するような発言を繰り返し受ける。
- 長時間にわたり暴言を浴びせられる。
- 指導を求めても、理由なく指導を受けられない。
- 進学、就職について自身の意思決定を妨害される。
- 必要がないにも関わらず、休日の研究を強要される。
- 必要以上に深夜までの講義や指導が行われる。
- 作成したレポートを目の前で破られたり、ゴミ箱に捨てられたりする。



●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動によって、相手を不快にさせたり、一定の不利益又は利益を与え若しくは就学環境を悪化させたりする行為(男性から女性だけでなく、女性から男性、同性間のものも含まれます)



例えば・・・

- 単位や成績評価への影響をほのめかし、交際や性的関係を要求される。
- 食事やデートにしつこく誘われる。
- 手をつなぐ、肩や腰に手を回すなどの身体的な接触をされる。
- 懇親会などの場で、男性教員の隣には女子学生が座るよう指示される。
- 「男のくせに、意気地なし」、「女のくせに」「女なんだから」などの性別による差別意識等に基づく発言をされる。



こんなことも人権侵害(ハラスメント)です

差別

人種、出身地、文化、国籍、性別、性的指向などに関する偏見に基づく不当な扱いのことです。これらのことを理由に侮辱や無視などをすることも該当します。

アルコール・ハラスメント

飲酒にまつわる嫌がらせで、飲酒や一気飲みの強要、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くなど、お酒に関する迷惑行為が該当します。



ネットいじめ

SNSやブログなど、インターネット上で行われる悪口や嫌がらせのことです。SNSで誹謗中傷を書き込む、勝手に人の個人情報をさらす、他人になりすますなどの行為が該当します。

無視・仲間外れ

特定の人と口をきかない、一緒に行動しないなどの嫌がらせが該当します。



デートDV

DVとは、「ドメスティック・バイオレンス」の略で、交際相手へ暴力を振ったり、過度に束縛したりすることです。他には、交際相手のお金を勝手に使う、性的な行為を強要するといったことも該当します。

このような行為を受けたら、
人権相談オフィス
(裏面参照)に
相談してください。

